教育・保育施設等以外の特定教育・保育施設等を利用できることその他の特別な事情があると認められるものを除く。）があること。

二　当該年度以降に支給認定保護者による特定教育・保育施設等の利用の申込みが増加することが見込まれること（前号に該当する場合を除く。）。

（保育充実事業）

第九条　法附則第十四条第一項に規定する保育充実事業は、次の各号に掲げる小学校就学前子どもの保育に係る子ども・子育て支援に関する事業とする。

一　幼稚園（国及び地方公共団体以外の者が設置するものに限る。）であって就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第三条第一項又は第三項の認定を受けていないもの（認定こども園法第三条第一項若しくは第三項の要件、同法第十三条第一項の基準又は児童福祉法第三十四条の十六第一項の基準（小規模保育事業に係るものに限る。）に適合することが見込まれるものに限る。）において、適当な設備を備える等により、教育課程に係る教育時間外において教育活動を長時間行うことに要する費用の一部を補助する事業

二　児童福祉法第六条の三第九項、第十項若しくは第十二項又は第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設であって同法第三十五条第四項の認可又は認定こども園法第三条第一項若しくは第三項の認定を受けていないもの（国及び地方公共団体以外の者が設置するものであって、児童福祉法第三十四条の十六第一項の基準（家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業に係るものに限る。）、同法第四十五条第一項の基準（保育所に係るものに限る。）、認定こども園法第三条第一項若しくは第三項の要件又は同法第十三条第一項の基準に適合することが見込まれるものに限る。）において、児童福祉法第三十九条第一項に規定する乳児・幼児に対する保育を行うことに要する費用の一部を補助する事業

（協議会）

第十条　法附則第十四条第四項の規定に基づき都道府県が組織する協議会（以下「協議会」という。）は、次に掲げる者をもって構成する。

一　当該都道府県

二　協議会において協議する施策の対象とする特定市町村又は事業実施市町村

2　協議会を組織する都道府県は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一　教育・保育施設の設置者又は地域型保育を行う事業者

二　教育・保育に関し学識経験のある者

三　前項第二号に掲げる特定市町村又は事業実施市町村以外の市町村

四　その他当該都道府県が必要と認める者

3　前二項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

［条を加える。］

［条を加える。］